得※2 や年金収入※3 をもとに、世帯単位で判定します。

該当する

世帯全員が

3割

あなたの窓口負担割合は? 確認してみましょう!

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、主に75歳以上の人※1の課税所

現役並み所得者(医療費の窓口負担割合が3割の人)に該当するか

該当しない

閰 本庁舎保険年金課(13番窓口)

関などの窓口で支払う自己負担割齢者医療制度が改正され、医療機令和4年10月1日から、後期高 後期高齢者医療制度の制度改正 令和 4 年 10

区分 負担割合 現役並み所得者 3割 一般所得者 1割 など

令和4年9月30日まで

※窓口負担割合が2割になる人は、被保険者全体のおよそ20%です

令和 4年 10月1日から

負担割合

3割

2割※

1割

区分

現役並み所得者

一定以上

所得のある人

一般所得者

など

保障制度」の 保障制度」の に支え合う に支え合う に支え合う に支え合う に支え合う に支え合う 全世代対応型社会保障制度 口負担割合が2割になります。 (窓口負担割合3割)を除き、 75歳以上の後期高齢者となります。このたびの制保障制度を構築することがを抑えながら、安心できるを抑えながら、安心できるめるなか、現役世代の負担となります。このたびの制となります。このたびの制力を対している。

^

配慮措置が適用される場合の 払戻しなどの計算方法

が令和4年9月30 令和4年9月30 のである。 月31日までの被保険者証を9

上の図では、窓口負担割合が戻しされます。 負担増額が3千円までとなるた 増額しますが、 療機関での受診では、 割になることで、 える場合、 加する負担額の合計が3千円を超 機関の窓口 差額の2千円が払い戻しされ 『広域連合から後日払いその差額が鳥取県後期 で適用され、 この措置により、 負担額が5千円窓口負担割合が2 はそ ヶ月に増 複数の医 の 医療

被保険者証の更新

令和4年10月1日から令和5年和4年9月30日です。有効期間現在の被保険者証の有効期限は

2の「1割」と「31(窓口負担割合) 「 3 割 つ にかて、 区分が新設されます 負担を抑える措置(3年間)窓口負担割合が2割になる-

ジの表で確認してみましょう。なるかどうか、まずは、次のペー自身の窓口での負担割合が2割に 収入のある人は、現役並み所得者す。このことで、一定以上の所得・ 「 2 割 区分が新設されま 窓 す。 担和に には、令和4年108窓口負担割合がの 一の増

7

日 ま

るで、 10 1

急日激か

ら令

な負 りま

2割となる

これ

2割になることで、

(入院の医療費

加 9 月 30 を抑 は、

える措置があ

例:1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 …① 1割のとき(現行)	5,000円
窓口負担割合 …② 2割のとき(改正後)	10,000円
負担増 …③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 …④	3,000円
払戻しなど (3-4)	2,000円

で増加する負担額 で

(対象外)

人の

世帯内の 75 歳以上の人*1 のうち 課税所得※2 が 28 万円以上の人がいるか いる いない 世帯に 75 歳以上の人※1 が2人以上いるか 1人だけ 2人以上 「年金収入※3+ その他の 「年金収入※3+ その他の 合計所得金額※4」が 合計所得金額※4」の 200 万円以上か 合計が320万円以上か

200万円

以上

2割

320万円

世帯全員が

1割

320万円

以上

世帯全員が

2割

- 65~74歳で一定の障がいの状態にあると鳥取県後期高齢者医療広域連合から認定を受け た人も含む。
- 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控 除など、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)。
- 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

200万円

1割

世帯全員が

1割

事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額。

7 Tottori City News Letter 2022.9